

第 6 分野 「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」

I これまでの施策の効果と、「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画」が十分に進まなかった理由

1 農山漁村における女性の起業や認定農業者数が増えているなど、農山漁村における男女共同参画は徐々に進展をみせている。

しかしながら、例えば農業委員や農協役員への女性の参画は全体的に依然として低い水準に留まっており、「2020 年 30%」の目標達成には相当の推進力が必要である。

農作業等のほかに家事・育児等が女性の側の負担となっているなど、女性を取り巻く環境は依然として厳しい。

2 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画が十分に進まなかった主な理由は以下のとおりである。

- (1) 世代・地域・職種によっては依然として古い因習等が社会の行動様式を強く規定している傾向があり、固定的性別役割分担意識が残存している。
- (2) 地域自治会等の地縁的組織の変革が十分に進展していないことが、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する上での障壁となっている。
- (3) 家族経営協定、認定農業者の夫婦共同申請、農業者年金への女性の加入、女性の固定資産の形成など、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法や制度があるが、現場への正確な趣旨の浸透や周知徹底が効果的に行われていない。

II 今後の目標

我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である。その際には、農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げている女性の参画が不可欠である。

このため、農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。女性が対等なパートナーとして経営等に参画するため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、固定資産の形成など女性の経済的地位の向上を図る。

女性の参画の推進と並行して、介護・育児・家事等にかかわる女性の負担の軽減など農山漁村における仕事と生活の調和を促進するとともに、過疎化、少子・高齢化の進展等農山漁村を取り巻く状況変化に的確に対応した施策を推進する。

III 施策の基本的方向と具体的な取組

1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。また、あらゆる方針決定の場における女性の参画を図るため、市町村・農協等地域において、より具体的な目標設定を強力に働きかける。例えば農業委員の選出の際に、特定の推薦枠に基づく登用に留まらず、選挙による女性の参画を働きかける。

(2) 具体的な取組

- ① 農山漁村に残存している固定的性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、農山漁村の男女が「個」としての主体性を確保するための啓発活動を行う。
- ② 女性農業委員等女性リーダーへの研修を実施する。また、女性リーダー層の育成やネットワーク化を推進する。
- ③ 農業委員や農協役員等の女性の登用について、「2020年30%」に向けた具体的な目標(例えば2015年の目標)を設定するよう強く働きかける。また、農業委員の選出の母体になっている地縁的組織への男女共同参画の働きかけを行う。
- ④ 先進的な事例としての男女共同参画を要件としたクロスコンプライアンス(補助金等の採択に当たり、男女共同参画等、別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法)の有効活用を促進する。
- ⑤ 農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。

2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

(1) 施策の基本的方向

農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指し、女性の経営上の位置づけを明確化する。また、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 農業者における家族経営協定の締結数の拡大及び継続を促進する。また、農業者のみならず、林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る。
- ② 女性農業士や女性認定農業者、女性指導漁業士を増やす取組を展開する。
- ③ 農地等の固定資産の権利名義を有する女性を増やすため、実態把握や啓発活動を実施する。
- ④ 消費者ニーズへの対応など女性の農業への取組を支援する。
- ⑤ 農林水産物や農山漁村の地域資源を生かした加工・販売等の起業、食育、農業体験など農山漁村の「6次産業化」の推進に当たっての女性の取組を支援する。
- ⑥ 新規に就農を希望する女性の実態を把握する。男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進する。
- ⑦ 農作業事故における男女別データの蓄積を含む実態把握と防止対策の強化を行う。

農業機械等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関し、女性による多様な職種の選択や安全面の強化に配慮した対策を推進する。

3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

(1) 施策の基本的方向

女性が生産と生活の両面において過重な負担を負うことがないよう、多様な取組を促進する。農山漁村における高齢化の進展に対応するため、高齢女性への支援にも配慮した各種のサービスの展開や必要な設備の整備等の生活支援を進めるとともに、年金制度の有効活用を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 生産と育児や介護との両立を支援するため、両立に配慮した家族経営協定の啓発普及を図るほか、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性農業者の支援を強化する。また、男性の家事・育児への参加を促す。
- ② 地域内の「助け合い組織」の設置や配食サービス、高齢女性への支援にも十分配慮した地域の防災組織の活動等を支援する。
- ③ 公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を促進する。
- ④ 農業者年金への女性農業者や若い農業者の加入の促進を図る。

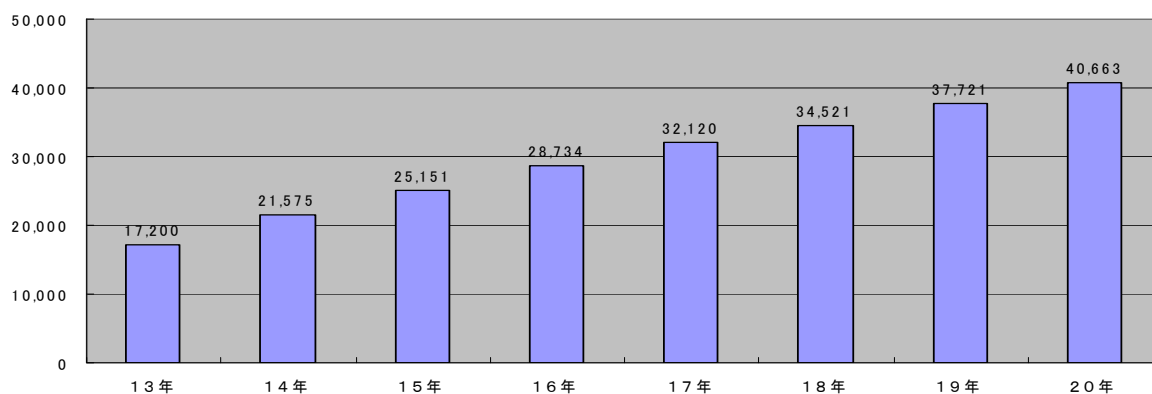
●農業委員会、農林漁業者団体の役員等への女性の参画状況の推移

(単位:人、%)

年 度	17年	18年	19年	20年
農業委員数	45,379	39,997	38,579	37,456
うち女性	1,869	1,682	1,658	1,739
女性割合	4.1%	4.2%	4.3%	4.6%
農協正組合員数	4,997,797	4,931,853	4,877,364	
うち女性	804,583	812,508	853,238	
女性割合	16.1%	16.5%	17.5%	
農協役員数	22,799	22,035	21,331	
うち女性	438	465	525	
女性割合	1.9%	2.1%	2.5%	
指導農業士数	10,664	10,880	10,544	
うち女性	1,298	1,284	876	
女性割合	12.2%	11.8%	8.3%	
漁協正組合員数	232,414	225,363	217,516	
うち女性	15,830	15,854	12,767	
女性割合	6.8%	7.0%	5.9%	
漁協役員数	13,861	12,965	12,029	
うち女性	45	46	45	
女性割合	0.3%	0.4%	0.4%	
森林組合員数	13,094	11,809	11,198	
うち女性	25	30	39	
女性割合	0.2%	0.3%	0.3%	

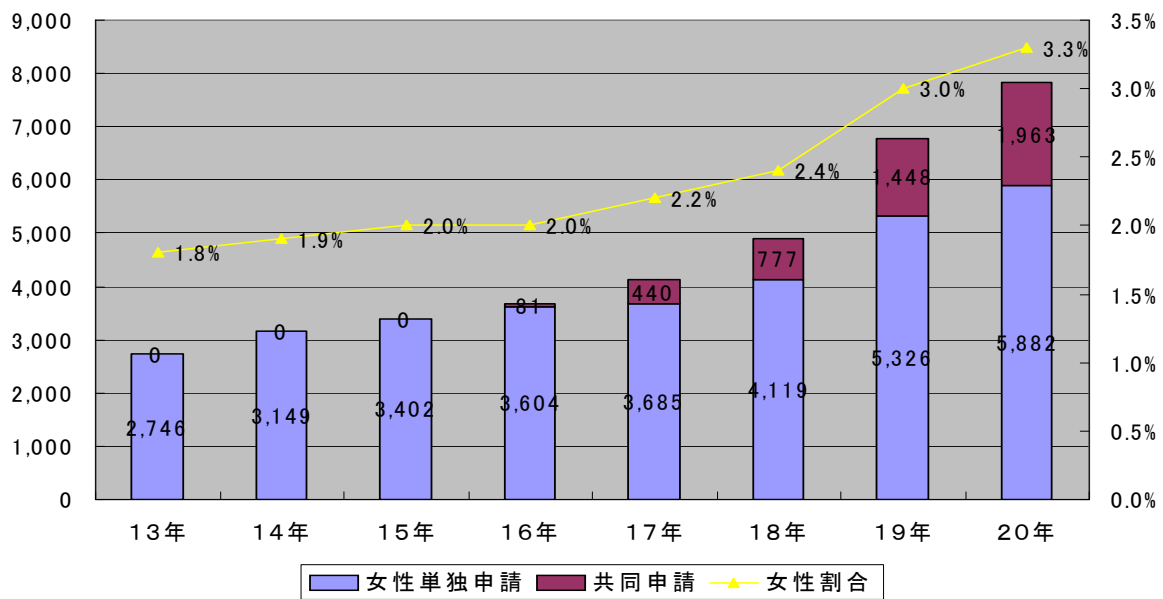
注:農業委員一各年度10月1日現在。農協、森林組合、漁協一事業年度末
 資料:農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」「総合農協統計表」、「組織運営調査」
 林野庁「森林組合統計表」、水産庁「水産業共同組合統計表」

●家族経営協定の締結農家数



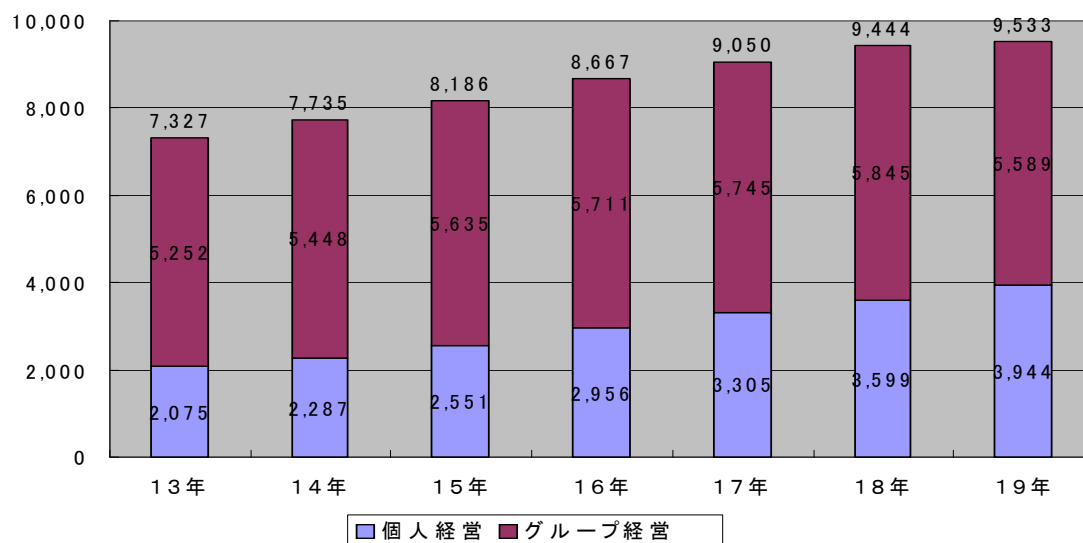
資料:農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

●女性の認定農業者数



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

●女性起業数



資料：農林水産省・普及指導センター調べ